

京田辺市空家等対策協議会 会議録

会議名	令和6年度第1回 京田辺市空家等対策協議会	
日時	令和6年5月16日(木) 午後1時30分から2時40分まで	
場所	京田辺市役所 403会議室	
出席者	委員等 (■…出席) (□…欠席)	■谷 直之 委員 ■八木 昭治 委員 ■山口 基樹 委員 ■橋本 光生 委員 ■前川 清和 委員 ■青木 二三代 委員 ■三原 靖之 委員 ■上村 崇 市長
	事務局	建設部：小野部長、岡本副部長 宮地課長、北原係長、浅田主査
内容	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長及び副会長選出 5 議題 1. 空家等対策に関する経過について 2. 空家等対策に関する会議体について 3. 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」等の概要について 4. 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」等に伴う本市の対応方針及び「京田辺市空家等対策の推進に関する条例」の改正等について 5. スケジュール(案)について 6 閉会	
公開・非公開の別	公開	
傍聴者	1名	

1 開会

事務局より開会、委員全員と市長出席による会議成立の報告

2 市長あいさつ

市長よりあいさつ

3 委員紹介

委員による自己紹介

4 会長及び副会長選出

委員の互選により、会長は谷委員、副会長は八木委員を選出

5 議題

1. 空家等対策に関する経過について

事務局より説明

(委員からの質問なし)

2. 空家等対策に関する会議体について

事務局より説明

(委員からの質問なし)

3. 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」等の概要について

事務局より説明

(委員)

相続放棄された空家の除却等を自治体が行った場合、その費用は回収できるのか。

(事務局)

今回の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」で、民法の「相続財産清算人」の申立ての制度などにより、費用回収できる可能性があります。

(委員)

空家データ把握と管理はどのように行っているか。

(事務局)

当初は、水道の閉栓情報を基にして、現地確認により把握した。その後は、空家に関する苦情をもとに把握し、管理しています。

(委員)

空家情報について、地区ごとの把握にも留意することを勧める。一般的に、旧村域では、空家率が高くなる傾向にある。

(事務局)

本市では、旧村域でも、空家が流通しているところがあります。

(委員)

旧村域でも、道路状況などで流通に差があることには留意すべきである。

4. 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」等に伴う本市の対応方針及び「京田辺市空家等対策の推進に関する条例」の改正等について事務局より説明後、協議に入る。

【協議内容】

(委員)

空家の発生の多くは、相続が関係している。このことを念頭にした取り組みも積極的に行ってほしい。

(事務局)

相続の関係では、死亡届に来られた方に、「空家の冊子」を配布したり、固定資産税の課税通知に空家に関する周知のチラシを同封する等の取組を行っています。

5. スケジュール（案）について

事務局より説明

(委員からの質問なし)

6 閉会